

## 会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和5年7月から令和6年3月31日まで
職種	ICT教育支援員
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	<p>勤務校において、ICT活用に関する教員への支援、ICTを活用した授業における生徒への支援等の業務。具体的には主として、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一人1台端末の整備、日常的なトラブルへの対応。</li> <li>②授業（主に情報）時の生徒への機器の操作等の支援。</li> <li>③ICTの活用に関する教員への支援（活用方法の助言等）。</li> <li>④オンライン授業等における機器や接続の準備等。</li> </ul>
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務可能な地域に居住していること。</li> <li>・心身が健康であること。</li> <li>・学校教育に理解と熱意があること。</li> <li>・職業に従事している場合にあっては、ICT教育支援員の業務に支障がないこと。</li> <li>・PCの基本的な操作程度ができること。</li> </ul>
勤務日及び勤務時間	1週間につき16時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級19号給から同表1級27号給までの各号給の額に基づき、1年目は、月額71,630円とする。</li> <li>・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。</li> <li>・期末手当：任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6ヶ月期・12ヶ月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3月末満の場合、30/100とする。</li> </ul>
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。</li> <li>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</li> <li>・ICT教育支援員としてふさわしくない行為があったとき。</li> </ul>
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</li> <li>・信用失墜行為の禁止（同法第33条）</li> <li>・秘密を守る義務（同法第34条）</li> <li>・職務に専念する義務（同法第35条）</li> <li>・政治的行為の制限（同法第36条）</li> <li>・争議行為等の禁止（同法第37条）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。</li> </ul>

○ 応募手続については、内子高等学校事務室（TEL0893-44-2105）までお問合せください。